

## 早期介入 (EI) 記録の保存ならびに削除

EIサービス・プロバイダーに対しては、EI記録をお子様の9歳の誕生日まで保持することが要求されます。EIサービス・プロバイダーは、保護者がお子様の9歳の誕生日以後にEI記録を削除するよう求めない限り、さらに長い期間に渡りお子様のEI記録を保持することがあります。

EIはお子様の永久記録として、氏名、生年月日、保護者の連絡先、ご家族を担当したEIサービス・コーディネーターとプロバイダーの氏名、および終了データ(終了年度、終了年齢、終了後に入ったプログラムを含む)を無期限に保持することがあります。

お子様のEI記録に関する権利についての詳しいガイダンスについては、DCY ([ei@childrenandyouth.ohio.gov](mailto:ei@childrenandyouth.ohio.gov)) までお問い合わせください。FERPAに関するその他のガイダンスについては、米国教育省 (U.S. Department of Education) のファミリー・コンプライアンス・オフィス (Family Compliance Office) (202-260-3887) までお問い合わせください。

## 紛争解決

EIで何らかの意見の不一致がある場合、解消するにはいろいろな方法があります。最も容易で速い方法は、お住まいの郡のEIサービス・コーディネーターまたはEI契約管理者を介して、地域のEIプログラムに協力を求め意見の不一致を解決することです。

EIサービス・コーディネーターの連絡先は、このパンフレットに記載されています。地域のEIプログラムのリーダーに関する情報は、EIのウェブサイト [ohioearlyintervention.org](http://ohioearlyintervention.org) に掲載されています。

地域のEIプログラムの協力を希望されない場合は、DCYのEI担当者 ([ei@childrenandyouth.ohio.gov](mailto:ei@childrenandyouth.ohio.gov)) までご連絡下さい。

また、DCYに異議を申し立て、調査を要請して調停ならびに適正手続き意見聴取を求めることができます。尚、異議申し立ては書面にて署名付きでなければなりません。異議申し立てには、起こった事柄および違反したと思われる規則または権利の説明を記載する必要があります。

異議の申し立ては、以下の住所に郵送して下さい。

Ohio州早期介入 (Ohio Early Intervention)  
Ohio州児童青少年局  
(Ohio Department of Children and Youth)  
P.O.Box 183204  
Columbus, Ohio 43218

## 調査

申し立てた異議をDCYが調査することを希望する場合、担当局は、保護者とEIプロバイダーから情報を求め、関連情報をすべて検討し、保護者の権利侵害またはEI規則の違反があった日から60日以内に書面で最終決定を下します。最終決定の内容には、DCYが実施した調査と問題是正のために何を実行するかが含まれます。

## 調停

調停は保護者とEIプロバイダーの両者による、自由意思で行われます。保護者が調停を希望してEIプロバイダーが参加に同意する場合、DCYは適格で公平な調停者を提供し、調停過程を管理します。DCYは調停者の費用を支払い、参加者に都合のよい場所と時間に合わせて行う必要があります。

## 適正手続き意見聴取

適正手続き意見聴取は、より公式なプロセスです。保護者は代理人として弁護士を立てることができますが、これは必須ではありません。適正手続き意見聴取では、公平な適正手続き意見聴取担当官が苦情の内容を検討し、両者の意見を聴取し、追加情報を検討し、苦情申し立てを受理してから30日以内に書面で決定内容を伝えます。DCYは適正手続き意見聴取担当官の費用を支払い、また意見聴取は参加者に都合の良い場所と時間で実施されなければなりません。

IDEAとOhio州EIプログラムに関する州規定の詳細については、[ohioearlyintervention.org/federal-and-state-regulations](http://ohioearlyintervention.org/federal-and-state-regulations) を参照して下さい。

担当EIサービス・コーディネーター:

連絡先情報:



Department of  
Children & Youth

Mike DeWine  
Ohio州知事

Kara B. Wentz  
子供・青少年局 (Department of Children and Youth)ディレクター  
(Rev. 07/2024)

この機関は機会均等の提供者であり、雇用主です。



# 保護者の 権利



Department of  
Children & Youth

Help Me Grow Early Intervention

## 始めに

早期介入 (Early Intervention (EI))プログラムに参加している子供の保護者には、障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)) に基づく多くの権利と保護があります。

Ohio州のEIシステムは、Ohio州子供・青少年局 (Department of Children and Youth (DCY)) およびその地域パートナーで成り立っており、これらの権利と保護の実現について責務を負っています。これら権利と保護の多くは、お子様がEIに不適格と判断された場合でも、適用されます。

本冊子では ご家族がこれら権利と保護だけでなく、EIの何らかの事項に同意しない場合、何をすべきかに関して説明します。EIで使用する書式には、これら権利と保護が詳細に説明されています。さらに、担当のEIサービス・コーディネーターも説明を行い、何か質問があればお答えします。

## 事前通知と同意

EIシステムが実施する活動についての情報が、事前に書面で保護者に伝えられます。これは「書面による事前通知」と呼ばれます。書面による事前通知によって、特定の活動に参加するか否かを決定する時間が設けられます。活動をすぐに始めたい場合、この時間を与えられる権利を放棄することができます。活動に参加することを決定した後、保護者が書面を以って許可をします。

この許可は「同意」と言います。保護者の同意は自由意志によるもので、いかなる時点でも撤回することができます。EIシステムでは、保護者が同意する前に、どのような活動についても質問に答えるよう徹底されています。ご質問などございましたら、担当のEIサービス・コーディネーターまたは他の担当者までお尋ね下さい。書面による事前通知と同意は、以下に適用されます。

- 発達障害スクリーニング
- お子様の評価
- お子様と家族のアセスメント
- 受講適性の判断
- 個別家族支援計画 (Family Service Plan (IFSP)) のサービス開始あるいは変更

IFSPに含まれるサービスの終了、またはEIの終了がある場合は、常に書面による事前通知が届きます。

場合によっては書面での事前通知が必要ではないことがあります。しかし、EIシステムが何らかの活動を終了する前には同意が必要です。

EIシステムでは、以下のいずれかについては保護者の同意を受けることが必要になっています。

- かかりつけの小児科医に関する情報を含め、EIシステム外で保護者の家族に関する情報を共有する場合
- 移行計画会議を開く場合
- 保護者の公的保険または民間保険で、EIサービスに対する支払いを行う場合

尚、お子様の適格性を判断するために評価が必要であること、およびEIシステムによるサービスが開始される前にお子様に関するアセスメントが必要である旨を理解することが重要です。必要な評価およびお子様のアセスメントについて保護者の同意がなければ、お子様がEIシステムのサービスを受けることができません。

## EI記録およびプライバシーについて

EIシステムには保護者とその子供に関する情報が記録されているため、保護者には、EIシステムが保持する記録に関する権利があります。これら記録はお子様のEI記録とみなされ、これには、評価とアセスメントに関する情報、お子様のEI適格性に関する医療情報、IFSPサービス、保護者が記入し署名したEI書式のコピーまたは原本、および保護者とEIプロバイダーとの間のやり取りを記した文書が含まれます。

保護者にはご家族のEI記録に関して、多くの権利があります。これには、以下の権利が含まれます。

- お子様のEI記録のコピーを要求する。
- お子様のEI記録を、保護者の依頼から10暦日以内に調査検討する。
- お子様のEI記録を代理人が調査検討する。
- お子様のEI記録について説明と解釈を受ける。
- 収集、維持、または使用された、EI記録の種類と場所に関する一覧表を得る。
- お子様のEI記録への修正を、EIサービス・プロバイダーに要請する。
- プロバイダーがお子様のEI記録修正を拒否した場合は、適正手続きの意見聴取を受ける。

保護者は、活動後5日以内に適格性決定書のコピーを、各IFSPミーティング後10日以内にIFSPを、それぞれ受け取ります(無料)。EI記録の取り出しには、手数料はかかりません。ただし、担当プロバイダーは、保護者のために作成されたEI記録のコピーに対して手数料を請求することができますが、それによって保護者がその記録を閲覧・検討する権利を行使できなくなる場合は、請求できません。

EI記録にある情報の秘密厳守の観点から、EIシステム職員で同情報にアクセスする者は、個人情報としてこれを取り扱う必要があります。家族に関するEI記録を保持する機関は、収集また維持するEI記録の種類と場所の一覧表を管理しなければなりません。EI記録にアクセスできるEI職員は、個人特定可能情報 (PII) をEIシステムの他職員のみを開示でき、ご家族にEIサービスを提供するのに必要な範囲内で行われます。保護者がEIシステムの外部とPIIを共有するよう希望する場合は、まず同意を提供いただくことが必要です。

しかしながら、1974年家族教育権利およびプライバシー保護法 (Family Educational Rights and Privacy Act (FERPA)) では、以下を例とする場合には保護者の同意なしに、EIプロバイダーがPIIを開示することが許可されます。

- IDEAの通知が、地元の学区と州の教育機関に必要な場合。これは、保護者の連絡先、およびお子様の名前と生年月日に限られます。
- 予測試験の開発、検証もしくは実施、学生支援プログラムの運営、または指導の改善を目的として、教育機関のために、または教育機関を代表して調査を実施する団体
- 連邦または州が支援する教育プログラムに関連する連邦の法的要件に関して、監査、評価、遵守、または実施業務を行うために、米国会計検査院長、米国司法長官、教育省長官、または州もしくは地方の教育当局によって指定された団体または個人。
- 州または地方の児童福祉機関のケースワーカーまたはその他の代表者であって、その人が、その子供のケアと保護に法的責任を負う場合。
- 裁判所 (法律に従って発行された召喚令状と司法命令に応じる場合)

EIシステムの部外者が保護者のEI記録にアクセスした場合、記録を保持する当局は、アクセスした者、時刻、および目的を記録した文書を保管する必要があります。